

利用者への権利侵害事案⑥

【事案】

介護給付費の不正請求（約1億4,500万円）

【事案の概要】

実際には行っていないサービスの介護給付費（約1億4,500万円）を不正に受け取ったとして居宅介護の障害福祉サービスを提供していた事業者に対し、県は障害者自立支援法に基づく監査を実施。当該事業所を運営する法人に対して、組織的な関与はないとしたものの、加算金を含めて約2億円の返還を求めるとともに、居宅介護の指定を取り消した。

【発生に至ってしまった背景（考察）】

介護給付費の請求に際しては、居宅介護サービスの提供実績を示す記録書類等が必要となるが、それらの書類を当時の施設長の指示で改ざんするなどして実態のないサービスの請求が継続して行われていた。その背景には、複数の職員によるチェックのないままに事務処理が行われていたことや、職員の倫理観の欠如、さらに不正であることを訴え出ることができない職場環境があったことが推察される。また、法人本部内に個々の事業所における請求データの内容等についてチェックする機能や体制が整えられていないなど、組織の管理体制の整備も不十分であったと考えられる。